

令和6年3月

結城市教育委員会定例会議事録

結城市教育委員会

令和6年3月結城市教育委員会定例会

- 日 時 令和6年3月25日（月曜日）
- 場 所 結城市役所 大会議室1
- 出席委員 黒田光浩教育長
赤木信之委員（教育長職務代理者）
中村義明委員
岩崎勤委員
田中昌希委員
- 教育委員会事務局
教育部長 大木博
学校教育課長 福井恵一、指導課長 湯本勝洋、
生涯学習課長 山本賢司、スポーツ振興課 野村正美、
給食センター所長 野村精二、
学校教育課主査兼小学校新設推進係長 和泉田真、
学校教育課課長補佐兼学務係長 小林洋一

1 付議案件

- (1) 議案第23号 学校医及び学校薬剤師の委嘱について〈非公開〉
- (2) 議案第24号 結城市スクールソーシャルワーカーの任命について〈非公開〉
- (3) 議案第25号 結城市スポーツ推進委員の委嘱について〈非公開〉
- (4) 議案第26号 結城市ラーケーション実施要項について

2 報告事項

- (1) 報告第21号 教育長報告について〈一部非公開〉
- (2) 報告第22号 教育長職務代理者について

学校教育課長 それでは、皆様、改めましてこんにちは。
定例会開会前ではございますけれども、先週の3月21日の結城市議会におきまして黒田教育長の2期目をご議決いただきました。定例会の前なんですけれども、黒田教育長より改めましてご挨拶を頂戴したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

教育長 改めまして、皆さん、こんにちは。今、福井課長のほうからありましたように、3月21日の定例会最終日に人事案件として教育長再任ということで承認をいただきました。同時に杉山副市長もちょうど4年の任期が切れたものですから、一緒に再任ということで承認をいただきました。

教育というのは子供たちのためにあるものですから、私は将来の結城の子供たちのために全力でこの教育行政に取り組んでまいり覚悟です。教育委員の皆様にも今まで同様ご協力ご支援いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

学校教育課長 ありがとうございます。

それでは、資料の確認のほうに入らせていただきます。

定例会の開催に当たりまして、初めにお配りさせていただきました資料でございますが、こちらは令和6年3月結城市教育委員会定例会のクリップ留めにしてある資料及び、本日当日配付ということで参考資料、学校医の一覧表を配らせていただきました。不足等はございませんでしょうか。

(発言する者なし)

学校教育課長 それでは、本日は2名の方から傍聴のお申込みを受け付けておりますことを初めにご報告させていただきます。

それでは、ただいまから定例会を始めさせていただきます。

黒田教育長より開会宣言をお願いいたします。

教育長 それでは、本日の出席委員は4名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年3月教育委員会定例会を開会いたします。

議事に入る前に、定例会の議事録署名人を指名いたします。中村委員にお願いします。よろしくお願いいたします。

それでは、これより議案の審議に入ります。

初めに、本日は付議事項のうち、議案第23号から25号及び報告第21号の一部が人事案件でございますので、非公開としたいと考えております。ご賛同いただける方は挙手願います。

(賛成者挙手)

教育長 ありがとうございます。挙手全員。

よって、議案第23号から25号及び報告第21号の一部を非公開とさせていただきます。

それでは、議案の審議に戻らせていただきます。

本日の議案は4件です。

◎議案第 2 3 号 学校医及び学校薬剤師の委嘱について<非公開>

教育長 議案第 2 3 号についてお諮りいたします。
議案第 2 3 号について原案のとおり決定することに賛成の委員の方は挙
手願います。
(賛成者挙手)

教育長 ありがとうございます。挙手満場。
それでは、議案第 2 3 号については原案のとおり決定いたします。あり
がとうございました。

◎議案第 2 4 号 結城市スクールソーシャルワーカーの任命について<非公開>

教育長 では、議案第 2 4 号についてお諮りいたします。
議案第 2 4 号について原案のとおり決定することに賛成の委員の方は挙
手願います。
(賛成者挙手)

教育長 ありがとうございます。挙手満場。
それでは、議案第 2 4 号については原案のとおり決定いたします

◎議案第 2 5 号 結城市スポーツ推進委員の委嘱について<非公開>

教育長 では、議案第 2 5 号についてお諮りいたします。
議案第 2 5 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の方は
挙手願います。
(賛成者挙手)

教育長 ありがとうございます。挙手満場。
では、議案第 2 5 号については原案のとおり決定いたします。ありがと
うございました。
では、ここから審議を公開といたしますので傍聴人の入室を許可いたし
ます。
(傍聴人入室)

◎議案第 2 6 号 結城市ラーケーション実施要項について

教育長 では、議案第 2 6 号 結城市ラーケーション実施要項について事務局か
ら説明をお願いします。

事務局 資料 7 ページご覧ください。
議案第 2 6 号 結城市ラーケーション実施要項について。
上記議案を提出する。
令和 6 年 3 月 2 5 日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

続きまして、資料 8 ページをご覧ください。こちらが結城市ラーケーション実施要項（案）となっております。

要項の趣旨でございますが、児童生徒が校外における体験活動等を企画し、平日に保護者等と活動できる機会を確保できるようにすることを目的に、茨城県の県立学校等での実施に合わせ、市内公立小中学校においても実施するため制定するものでございます。

概要でございますが、1 年度中に 5 日以内を上限とし、保護者の方からの申請で 1 日単位でも、または連続取得も可能となっております。開始は令和 6 年度よりいたします。

取得方法についてですが、次の 9 ページ、別紙 1 をご覧ください。こちらのラーケーションカードの下段①の申請書の部分に活動する日、場所、内容等につきまして、児童生徒名と保護者名の署名にて学校に提出していただきます。学校のほうではこちらを受けまして下部分を切り取り学校が預かり、上部分を児童生徒に返却いたします。取得活動後には②の報告書へ活動内容を記入し、学校へ再度提出することになります。学校ではラーケーションにつきましては出席停止・忌引等と同じ扱いとし、欠席とせず指導要録及び調査書の記載をしていただきます。

本市の実施要項と県の要項との大きな違いですが、活動後の報告書の提出を求めるという点になります。ただし、報告書の部分が多いとラーケーションを取るということに二の足を踏んでしまわないよう、簡潔に簡単に書いていただくようなご利用にしております。

資料 10 ページから 13 ページ、こちらは県にて作成いたしました学校保護者用のパンフレットになります。こちらも実施要項の一部として学校へ配布いたしまして、マチコミメールや t o m o L i n k s などデジタル等活用し、広く保護者へ周知していきたいと考えております。

説明は以上となります。ご審議をお願いいたします。

教育長

ありがとうございました。

ただいま説明のありました議案第 26 号について、ご質問等ございましたらお願いします。

中村委員。

中村委員

これ非常に興味があるというかおもしろいというか、この制度的に実施してみたらどうなるんだろうなと思うところがたくさんあるんですね。例えば自分がこの学校の管理者だったならば、例えば学校から事前にこの日取れませんよとこれ分かりますよね。取れる日が大多数あります。何かのイベントで家族共に興味があって、そこに一気に提出希望出されたらどうなるかという、これはあり得ることなんですよね。だからそれがどこかにうたってあるのか、あとは、そのときに学校での授業が生徒数次第という問題もあると思うんです。休んだ児童生徒は例えばプリントとあるいはネット配信等の学習内容を消化すればいいとかそれはできるにしても、例えば学校って集団でやって意義があるというそういったものもかなりあるん

ですね。だから、そういったものが結局、先ほど私が言ったよう一時期に集まっちゃったらどうなんだろうという疑問が1つあるんです。その辺はどうでしょうかね。

事務局

自分はこういったときに集まるかというのがまだ予想もつかない状況なんですけど、基本的には学校のほうから学校の行事等を優先して、この日とこの日は取れませんよというような事前の周知はしていただいた上でのラーケーション取得ということで検討しております。

中村委員

そこで、私がちょっと懸念したことはゼロではないですよ。だからそのときに、やっぱりせつかくここにマニュアルというかあるんだから、取得のための。一言添えるというのは別におかしくないと思うんですよ。だって当然、私が今考えた段階でもそういうふうなことが起きたときにと考えたので。そのほかにもいろいろあるんですよ。いろんなことをお勉強されているし、いろんなことに挑戦してみたいという。そのときに学校でやっぱり押さえておかなきゃならないということ全ては可能ではないにしろ、ある程度線を張るとかそういう条件とかがやっぱりそろわないようなときに、あるいは一気に来たときに学習活動が阻害されてしまう、そういうときにはちょっと学校側でも考慮しますみたいな、そういった部分必要になってくるかなと思うんですよ。

これは県とか国なんかではそういったところには全然言及していないんですか。

事務局

こちら、一番初めに愛知県で導入し、これらがされているかと思うんですが、それに倣って茨城県のほうで実施ということで、国は特段何もありません。結城市も茨城県のやり方を導入するという形です。

中村委員

何か茨城は2番目だというからすごいんですけども、これはいいことだと思うんですが、その辺はちょっと気になるので今ちょっと申し上げました。

教育長

赤木委員。

赤木委員

今、中村先生がおっしゃった中で、学校の8ページの取得前の黒ぼち2つ目なんですけど、定期テストや学校行事などラーケーションを設定することができない日を決定し、保護者及び児童生徒に通知するというものですから、年度当初に学校からこの日はラーケーションは受け入れられませんよというのが保護者、子供たちにも通知するんでしょうよね。県の方の要項にもできない日については学校にご相談くださいとありましたよね。ですから、そういう意味ではまず学校がこれをやるに当たって、この日、この日はこういうことでラーケーションについては実施できませんということをはっきり明確にしておくことになるのかなと思います。

それから、私も1点ちょっと懸念したのは、例えば取得方法なんかでも保護者等とあるんですけども、これの対象が例えば子ども会であったりとかあるいは少年団であったり、そういう場合も受け入れ可能なものなのかどうなのか。このあたりについてはやっぱり県のほうと協議をしながら

明確にしておいたほうがいいのかと思いますよね。やっぱり子供たちが活動できるということで例えば子ども会で活発に動いている子ども会なんかは、子ども会としてやってみましょうなんてことも出かねないとも限りませんので、そのあたりのことは検討、市のほうの歩調を統一して進められるといいのかなと思うんですが。

教育長 はい。ですから、申請された子ども会とか少年団が申請される場合は、これ違いますよということではっきりと言わなかったら……。

赤木委員 そうですよね、そこは明確にしてもいいですね。

中村委員 いろいろ問題が出てくる中で、ちょっとやっぱり先ほど心配になることをお話ししたんですが、これはやっぱり申請書だから、申請に対しては学校が受ける条件って当然つきますよね。例えば申請したから全部通るというわけではない。

教育長 ないです。

中村委員 暗に、これはだから申請書、つまり許可制だということですかね。

教育長 もちろんそのとおりです。全部通るわけではないと思います。

中村委員 それは一気にやっぱり出てきたときにはなかなか難しいところがあるので、さらにまたそれはそれで心配なんですけど、それは常識に基づいてお互いに学校と家庭あるいは地域は一体化ですから、いいシステムなのでぜひ活用していただけたらいいなと思います。

教育長 事務局から言ったように、このレーケーションという制度で成り立っているんで、やっぱり何らかのこういうことしましたよという本当に簡単でいいんです。報告書A4で3枚も4枚って全然そんなことやったらやる意味なくなっちゃうので。私も親御さんとどこか旅行に行ってきたとか、もう旅行に行ったら美しい景色を見るだけでも私はもう十分それでこれは成果が上がると思っていますので、そういう形でやればなと思っています。

中村委員 もう一つ、今のお話どんどん内容動いていく中でいろいろ見えてくるんですけども、これ学校長が要するに許可すればいいわけですね。教育委員会はどうなんですか。

事務局 こちらは各学校長のほうで判断していただきます。

中村委員 特段、学校長のほうから必ず問合せあることがあると思うんです。そのときはそのときですね。それはもう一つのお互いのチームワークなので。

教育長 岩崎委員。

岩崎委員 一つよろしいですか。これ愛知県が最初にこれを取り入れたということでしたが、実際愛知県で運用された中で、非常に効果があってよかったと、メリットと。それから何か運用の中でちょっと問題があったよというような、そういうメリット・デメリットというものがもし分かっていたらお教えいただきたいんですが。

教育長 小林さん何かありますか。

事務局 ちょっと私も要項制定にあたり調べたんですが、ちょっと実際の事例とかそういったところまでは出てこなかったんで、まだこれからなのかなと

思います。

教育長 それ大事だと思うので、いろいろと先進事例なんかも取り入れながら、ぜひいい制度にできればなと思います。ありがとうございます。

赤木委員。

赤木委員 もう一ついいでしょうか。これ10ページからのラーケーション茨城県教育委員会義務教育課というパンフレットは全保護者に行くんですか。

事務局 はい、こちら4枚です。これを紙で配るといふのがあります。今やはり、先ほど言いましたマチコミメールとかt o m o L i n k sというようなデジタル情報を介してできますので、そちらで見ていただいたほうが保護者の方見ていただけると思ふので、そういったものを活用したいと思っております。

赤木委員 そうすると、保護者は自由に例えばホームページとかそういったところから入り込んでこの資料を手に入れるということになりますね。そのときに、学校で一言やっぱり保護者のほうにも注意というんではないですけれども、留意点ということで、ちょっと12ページをご覧いただきたいんですが、茨城県教育委員会の資料の12ページ、そこに活動の例として学校体験、普段の様子を見に行こうとありますね。やっぱり保護者の方は、例えば中学3年生の夏休みあたりだったら、じゃ、高校をちょっと見に行ってみようか、高校見学行ってみようかということになる保護者も多いと思ふんです。そのときに、すぐ行ってみようということでも相手校の都合も考えないで動き始めちゃうなんてこともあり得ると思ふんですよね。

ですから、そういう場合にはやっぱり常識というか社会ではこういうふうに関手校に許可を得て、オーケーが出たら見学させてもらうとか、そういう取り方なんかも指導していく必要があるのかなと思ふんですが、やっぱりそういう取り方なんかも学校で子供たちに説明する必要があるのかなと思ふので、よろしくお願ひしたいと思ふます。

教育長 高校見学の場合には、高校からあらかじめオープンスクールの1年間の予定がどんどん出てくるので、それに合わせてくださいということはやっぱり説明しないと、平日に見せてくださいといつてもこれは失礼なので、それはやっぱりやらないようにね、これから当然それ出てくると思ふので。大学とか専門学校って夏休みに大体オープンスクールってやっていますよね。だから別に中学生が東京大学行っても受け入れてくれるので、親と一緒にだったら。だからそういうのはどんどんやるべきだと思ふ。そういうオープンスクールのときに行ってくださいということで、個人で行っても断られちゃうことがほとんどなので、その辺のところはやっぱり今までも高校見学とか何かそれでやっていると思ふので、ぜひそういうことで進められればと思ふます。

田中委員。

田中委員 茨城県のほうでは活動報告書等の提出は原則不要とするということなんですけれども、何で結城市のほうでは報告書を学校へ提出するというふう

にしたのか教えていただければと思います。

事務局

こちら、最初は茨城県同様なくてもよろしいかなという意見もあったのですが、やはり行ったからには成果等を学校にも報告して共有してもらいたいという意見がございましたので、結城市のほうはちょっと追加いたしました。

田中委員

私も個人的にはそういう報告書ってやっぱり書く側も行ったところ、やったことのまとめにもなるし、もらった学校も、あとは教育委員会のほうでも実際にどんなふうに使っているのかというのを見られて、今後の課題とか状況を分析するのにいいと思うので、実際そのような流れでやってみて、実際どうだったかというのをまとまったらまた教えていただければと思います。

もう1点なんですけれども、この別紙1の①申請書のほうなんですけど、どのような体験活動を行うかとか体験活動する日、体験活動する場所と書いてあって、体験活動というのをちょっと限定しているのかなと、何か具体的に茨城県が出している例として、将来についておうちの人と話し合うとか、そういったことでもいいんだよって、家族と話し合うことでもいいというふうに書かれていて、でも申請時期に体験活動と言われちゃうと書きにくいかなという、申請する側。なので②の報告書のほうは活動した内容、どのような活動したか記入して学校へ提出してくださいと書いてあるので、この申請書のほうも体験活動ではなくて体験というのを取って、活動する日、活動する場所というふうにしてもいいのかななんてちょっと感じました。

赤木委員
教育長

そのほうがいいですね。

これ申請書と報告書はもうちょっとこっちで手直しして、そのほうがいいと思います。もう体験といたら本当に何か体験しなきゃ。本当に先ほど言ったように親と一緒にどこか行って温泉入って帰ってくるのだから体験だし、私はそう思っているんです。ぜひその辺は参考に直していきましょう。

やっぱり申請しても行かない場合もあるから、やっぱり行ってきたよと分かるためには簡単な報告書というのは必要だと思うので、ここ行ってきましてだけでも十分。

ありがとうございます。よろしいですか。いろいろまたこの件については皆さんにご意見等いただければと思います。

では、質問等なければ議案第26号についてお諮りいたします。

では、議案第26号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

教育長

ありがとうございます。挙手満場。

それでは、議案第26号については原案のとおり決定いたします。ありがとうございます。

◎報告第21号 教育長報告について<一部非公開>

続きまして、報告事項に入ります。

報告第21号 教育長報告について、私のほうから報告いたします。

14ページをご覧ください。

報告第21号 教育長報告について。

上記のことについて、別記のとおり報告する。

令和6年3月25日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

15ページをお開きください。簡単に説明させていただきます。

報告ということで1番、令和5年度市内中学生進路状況についてはこの前もお話しさせていただきました2次募集も含めて決定事項がそちらに書いてあるとおりです。

2番、卒業式欠席児童生徒について、中学校、小学校それぞれ書いてあります。全員卒業証書はお渡しすることができました。ありがとうございました。そのほかの異動につきましては、新聞発表、今年度も3月31日ということだそうです。

本年度結城市の小中学校では離任式は全部行わないということになっております。ほかのところでは離任式やっているところもあるようですが、結城市ではこれ各学校が決めることなので、離任式はやらないということになっております。

その他です。令和5年度末、令和6年度初めの定期人事異動の辞令交付式ということでお知らせさせていただきます。後でまた福井課長のほうからもあると思うんですが、3月29日金曜日、退職・他市町転出等辞令交付式が午後2時から結城市役所4階、こちらのほうでございます。4月1日月曜日、新管理職・他市町から転入・新採等の辞令交付式が午後2時から結城市役所1階の多分多目的スペースになるかと思えます。

入学式です。令和6年度の入学式、中学校が4月8日月曜日、午後からになります。ちょっと10分、20分ずれがあるので午後からということにしてあります。小学校が4月9日火曜日午前中ということになっております。こちらのほうもちょっと各学校で10分、20分ずれがありますので午前中ということなので、あとでもう一度確認していただければと思います。

あと、その他としまして、(3)教育関係者の歓迎会ということ4月12日金曜日、予定されているようです。

以上、私のほうから教育長報告についてお話しさせていただきました。ご質問等ございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長

ありがとうございました。

では、質問なければ報告第21号については終了させていただきます。ありがとうございました。

◎報告第 2 2 号 教育長職務代理者について

続きまして、報告第 2 2 号 教育長職務代理者について事務局からご報告をお願いします。

事務局

資料 1 6 ページご覧ください。

報告第 2 2 号 教育長職務代理者について。

上記のことについて、下記のとおり報告する。

令和 6 年 3 月 2 5 日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

今現在赤木委員さんのほうに教育長職務代理者のほう就任しやっていたいておりますが、任期のほうは 3 月 3 1 日をもって終了となります。来年度、令和 6 年度につきましては黒田教育長に田中委員さんということでご指名をいただきましたので、令和 6 年 4 月 1 日から田中委員さんに 1 年間やっただくこととなります。よろしく願いいたします。

以上です。

田中委員

よろしく願いいたします。

教育長

一言、田中委員。

田中委員

いろいろ勉強不足なところもありますし、職務代理者、分からないことが本当たくさんあるんですが、教えていただきながら何とか務めさせていただこうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

教育長

ありがとうございます。よろしく願いいたします。

では、報告第 2 2 号については終了させていただきます。ありがとうございました。

その他について何かございましたらお願いいたします。

福井課長。

学校教育課長

その他、今後の予定について学校教育課からご報告させていただきます。

初めに辞令交付式の関係で 3 月 2 9 日が退職等の方々への辞令交付、こちらは 1 4 時に大会議室 1 から 3 と書いてございますがこちらのお部屋になります。4 月 1 日が 1 4 時から多目的スペース、これは市役所の 1 階の部屋になりますのでご注意くださいようお願いいたします。

そして、4 月 9 日小学校の入学式のほうに教育委員の皆様为学校を決めさせていただきます。ご出席をいただきます。ご案内状、挨拶の内容等につきましては、3 月 2 9 日の辞令交付式の際に個別にお渡しさせていただきますので、よろしく願いいたします。

そして、今後の定例会の予定でございますが、4 月につきましては 4 月 2 4 日 1 時半から大会議室にということでご予約をお願いいたします。5 月につきましては 5 月 2 7 日月曜日、こちらも 1 時半から大会議室 1 ということでご予約をお願いいたします。

なお、こちらには記載がないんですけども、5 月 2 4 日に教育委員会連合会の総会等が行われる予定となっております。教育委員の皆様にも関係する行事が入ってくる予定でございますので、こちらのほうはあらか

じめご承知おきのほうをお願いいたします。

教育長

学校教育課からは以上でございます。

ありがとうございました。

そのほか、報告、連絡等ございましたらお願いいたします。

小林さん。

事務局

私のほうから1点報告でございます。

学校で使用する教科書を採択するために選定するために教科用図書選定協議会というものが県内に設けられておりますが、一部変更がございましたのでそのご報告になります。

採択地区の区割りが変更となっております。今までですと全11地区に分けられ構成されておりますが、第2採択地区に構成されておりました常陸太田市のほうが1市独立して採択地区選定協議会を設けたいということで、県内でも県のほうでも承認されましたので第12採択地区として一番後ろに入って追加するようになる予定でございます。結城市が所属します第10採択地区への影響はございませんので、そのまま名称、構成市町について変更はございません。

ちなみに、来年度は中学校の教科用図書の採択替えとなっております。田中委員さん、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

教育長

ありがとうございました。

そのほかございますか。

(発言する者なし)

教育長

よろしいですか。

それでは、以上で教育委員会3月定例会を終了いたします。ありがとうございました。

午後2時40分 閉 会

上議事録は事実と相違するところがないことを認め、下に署名する。

結城市教育委員会教育長

結城市教育委員会委員